

第 41 号

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和2年2月4日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年熊本県条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表第25号事務の欄(4)を削り、同号市町村等の欄中「(1)から(3)までに掲げる事務にあっては」及び「、(4)に掲げる事務にあっては熊本市」を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（提案理由）

市町村が処理することとしている熊本県知事の権限に属する事務の範囲を見直したことに伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。